

はやぶさ 第41号 2013年08月09日(金)

=====

発行責任者： 一般社団法人 経営特訓士協会（略称：KTGA）

理事長 平本 靖夫

（Captain 平本：（株）I&C・HosBiz センター）

編集責任者： 理事 石川 昌平

はやぶさのバックナンバーURL：<http://keiei-tokkunshi.jp/maga.php>

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

◆経営特訓ゲームのプレスリリース：ドリームニュースにて Web 発信しました。

URL：<http://www.dreamnews.jp/press/0000078129/>

メルマガ「はやぶさ」 第41回目の発信です。

今回は専門性が高いテーマで講義のように堅い内容ですが、知財は今後重要な経営資源に位置づけられると観じていますので、中小企業の発展、特にものづくり系を支援する私たちとしては、看過できない重要な経営課題であります。

そうした目的で今回 I&C・HosBiz センター：総合知財戦略センター長の村上 忠良氏に執筆をお願いいたしました。個別相談もやっておりますので、お気軽にご相談ください。

一般社団法人 経営特訓士協会 理事長 平本 靖夫

著者：（株）I&C・HosBiz センター

総合知財戦略センター長 村上 忠良

URL <http://www.hosbiz.net/tizai.html>

タイトル： 知財戦略が日本企業の未来を決める時代が来た。

◆8回シリーズ

その【4】 無形資産の5つの定義

1・知財用語の解説・・・その1

まずは、「資産」や「無形資産」という言葉がどのように定義されているのかを見てみましょう。

(1) 資産【定義】；資産とは、

- 1) 過去の事象の結果として企業が支配し、かつ
 - 2) 将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される
- という2要件を満たす資源（resource）をいいます。（国際会計基準（IAS）第38号、第8項）

2・無形資産【定義】；無形資産とは、物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産をいいます。＊国際会計基準（IAS）第38号を参照して

つまり、次の5つの要件；を全て満たすものが、ここでいう無形資産であるといえます。

(1) 過去の事象結果、企業支配の資源であること

企業は、対象となる資源から生ずる将来の経済的便益を獲得する力を有し、かつ、それらの便益を他者が利用することを制限できる場合に、資産を支配しているといえます。

(2) 将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される資源であること

無形資産から生じる将来の経済的便益には、製品またはサービスの売上収益、費用削減。または企業による資産の使用によってもたらされる、その他の利益が含まれます。例えば、製造工程における知的資産の使用は、将来の収入の増加よりも、むしろ将来の製造原価の減少につながる可能性があります。

(3) 物質的実体がないこと

無形資産は物質的実体がなく、目で見ること、手で触ることもできません。この点で有形固定資産とは異なります。

(4) 識別可能であること

資産は、次のいずれかの場合には識別可能です。

- 1) 分離可能である場合、すなわち、企業から分離または分割でき、かつ、企業にそうする意図があるかどうかに関係なく、個別にまたは関連する契約ごとに、識別可能な資産または負債と一緒に売却、譲渡、ライセンス、賃貸または交換が

できる場合

2) 契約またはその他の法的権利から生じている場合

「無形資産」は識別可能であることを要求していますが、それは「*のれん* (*goodwill*)」と区別するためです。

企業結合で認識される*のれん*は、企業結合で取得した他の資産で個別に識別されず、独立して認識できない資産から生じる将来の経済的便益を表す資産です。

また、自己創設「*のれん*」は資産として認識することはできません。

(5) 非貨幣性資産であること

貨幣性資産とは、保有している貨幣及び固定額または決定可能な額の貨幣を受領することとなる資産をいいます。よって、非貨幣性資産とは、保有している貨幣ではなく、固定額または決定可能な額の貨幣を受領することにならない資産といえます。

なお、無形資産の一般的な事例としては、コンピュータのソフトウェア、特許、著作権、映画フィルム、顧客名簿、モーゲージ・サービス権、漁業免許、輸入割当額（量）、独占販売権、顧客または仕入先との関係、顧客の忠実性、市場占有率、市場取引権などがあります。

★ワンポイントレッスン

「無形資産」の定義は、識別可能である事が大前提であり、その点が「*のれん*」との区別になります。知財は非貨幣性資産であることが、今後の企業経営の鍵となると観じています。

次回のテーマ：財産権の時代が来ている

** お知らせ ****

ボード型マネジメントゲーム「**経営特くんゲーム**」のご案内

◆5 時間コース(トライアルゲーム)

有料コースです。参加費は7,000 円です。(ただし、初参加「**体験受講**」の場合は1,000 円)

特典として (1) 小冊子「**経営のゴールド免許の取り方**」を差し上げます。

(2) 無料で「**経営会計診断**」と「**組織診断**」を行います。

＊毎回、熱心な皆さんが参加されています。繰り返し参加される事によって、経営力がパワーアップされています。

トライアルゲームを一度経験された方の再受講も歓迎します。

再受講の費用は別途お問い合わせください。

二度、三度と経験を積まれることをおすすめします。

1) 8月24日(土) 13:30～18:30 東京都台東区 いきいきプラザ
(JR秋葉原駅から徒歩8分)

2) 9月28日(土) 13:30～18:30 東京都台東区 いきいきプラザ
(JR秋葉原駅から徒歩5分) の予定

3) 10月26日(土) 13:30～18:30 東京都台東区 いきいきプラザ
(JR秋葉原駅から徒歩5分) の予定

◆1日コース

経営者向けには、9月から平日夜間の2時間セミナー開催を企画しておりますので、ご期待ください。

下記アドレスにてお問い合わせください。

アドレス: happy@keiei-tokkunshi.jp

◆経営特訓士資格認定講座

＊第4回の認定講座(7/28, 29)には、新たに認定特訓士をめざす3名の方と、インストラクターをめざす、2名の方が参加されて、販売機会を獲得する競争入札も行い、白熱したゲームが全部で5期展開され、マネジメント会計3表(MO、精算表、BS・PL)の作成方法や分析結果の使い方をしっかりと体得されました。

現在、15名の方が「経営特訓士」として認定されています。

以下のホームページで全員のプロフィールを紹介していますので、ご覧ください。

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/staff.php>

＊第5回の認定講座は、

9月7日（土）、8日（日） 10：00～18：00 東京都台東区 上野区民館
（JR上野駅または御徒町駅から7分）

最低1回はトライアルゲームに参加している方が対象ですが、ご相談に応じます。
また、1日コースとの組み合わせで、2日間の履修とすることもできます。

◆インストラクター資格認定講座

＊第4回の認定講座は、

9月21日（土） 10：00～16：45 東京都台東区 いきいきプラザ
（JR秋葉原駅から8分）の予定で開催。

第4回の経営特訓士認定講座（7/28，29）修了者が受講し、講座の
アシスタントスコアラーを経験してから、認定インストラクターとなります。

注）「経営特くんゲーム」の概要は、下記のHPを参照ください。

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

=====

編集後記

この度、新たに4名（戸田、郡山、高橋清、高橋尚子）の認定インストラクターが
誕生しました。イラスト付きで、以下のURLに掲載していますので、ご覧ください。

<http://keiei-tokkunshi.jp/staff.php>

はやぶさのバックナンバーURL：<http://keiei-tokkunshi.jp/maga.php>

「はやぶさ」の第41号を発行しました。

-
- ・8月6日（火）は埼玉県川口市の青色申告会の会員を対象に1日コースを開催
しました。2卓8名で熱戦をくりひろげて、参加者一同久しぶりに脳に汗をかいて

いただきました。女性5名が参加されて、華やかなゲームとなりました。

読者の皆様から、ご要望や率直なご意見をいただけると、力が湧きありがたいです。
皆様からのメールをお待ちしております。

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

=====

一般社団法人 経営特訓士協会（略称：K T G A）

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

http://asu12.com/d.php?t=test&m=stone_river@hosbiz.net